

3 重点施策

重点施策1

活動の場の充実

青少年が自ら考え行動し、広い人間関係を築いていくためには、活動できる場所が確保され、交流を図ることができる環境が必要です。

このため、居場所づくりをはじめとした、青少年が活動できる場の充実を図ります。

【主要事業】

① 取り組み：「青少年の居場所づくり事業」**拡充**

内 容：青少年が気軽に立ち寄り、おしゃべりをしたり、気の合う者同士が自由に過ごすことのできる場を創設するもの。居場所において、青少年自らが企画・運営する活動を通じて、地域の大人たちとの語らいなど異世代・異年齢交流などにより、「青少年が自立心や社会規範を身につけ、社会の一員としての社会性や自主性を養う場」として、青少年が自己の存在感、価値観や充実感などを認識できる場や機会を創出する。

目 標：中心市街地における居場所（子どもセンター内の設置）

0 か所（H17 年度） → 1 か所（H19 年度）

地域における居場所 0 か所（H17 年度） → 39 か所（H22 年度）

② 取り組み：「仲間づくり推進事業」**継続**

内 容：地域社会における青少年の異世代交流やボランティア・地域づくりなどの社会参加の機会を創出するもの。

目 標：仲間づくり団体数 16 団体（H17 年度） → 20 団体（H22 年度）

〈活動の場の充実における各成長期の考え方〉

成長期	考え方
乳幼児期	保護者とともに、近所の公園等が居場所となっており、衛生面・防犯面での対策など、地域で安心して遊べる場が必要です。
学童期	室内での遊びが中心となっており、コミュニケーション能力を形成する機会が少ないことから、異年齢など、様々な人々と交流できる場が必要です。
思春期	交際・行動範囲が広がり、人々が集まる市街地や駅で過ごす姿がみられます。自分自身を模索している時期であり、夢に向かって活動できる場や、友人等との集いの場が必要です。
青年期	一人ひとりの生き方が次第に固まってくる時期であり、より広い世界観をもつために、さまざまな人々との交流や活動ができる場が必要です。

重点施策2

自立支援の推進

青少年が学校生活から職業生活へ円滑に移行し、自立していくためには、成長過程の早期から勤労観・職業観を身につけていくことが必要です。

このため、社会参加や就業の具体的取り組みなど、自立支援の推進を図ります。

【主要事業】

③ 取り組み：「青少年の自立支援事業」**新規**

内 容：自立に困難を抱えている青少年に対して、社会的、精神的自立に向けたキャリアアップに関する情報の提供や相談、また、日常生活における不安や悩み事の相談など支援体制を構築するもの。

また、将来自立した青少年となるため、予防策として就労観・職業観等の意識を醸成することを目的とした講座や講演会・研修会等を開催するもの。

目 標：《新規》 検討組織の設置・実態調査等の実施・方向性の確立（H18年度）

④ 取り組み：「若年者就労支援セミナー」**新規**

内 容：次世代を担う若者たちが、自分の適性にあった仕事に就き、自立した生活を送っていくための一助として、就業に結びつくきっかけ作りのためのセミナーを開催する。

目 標：セミナーの開催数 《新規》 2回／年（H22年度）

〈自立支援の充実における各成長期の考え方〉

成長期	考え方
乳幼児期	人や車など職業に関する興味をもった事柄から、「しごと・はたらくこと」とはどんなものか、見る・聞く・話す機会をもつことが必要です。
学童期	社会の仕組みを学習し、身近な人々の生き方や、多くの職業を知る機会を与え、夢を持たせることが必要です。
思春期	職業体験に参加するなど、さまざまな職業の知識を身につけることや、夢を実現するための具体的方策を考え、将来の自分像を持たせることが必要です。
青年期	脱ニート対策が大きな課題であり、就労に関する悩みや不安の解消など、相談体制の充実が必要です。

重点施策3

家族の絆づくりの推進

人格形成の基本的な場である家庭を、青少年にとって良好なものとしていくためには、家族を構成する各々が家庭について考え、大切さを認識していく必要があります。

このため、家族のふれあいや家庭の教育力を高め、家族の絆づくりの推進を図ります。

【主要事業】

- ⑤ 取り組み：『『家庭の日』の啓発事業』**拡充**
 内 容：毎月第3日曜日「家庭の日」運動を推進するとともに、最も基本的な生活の場である家庭において、家族がふれあいをもてる機会を提供する。
 目 標：「家庭の日」周知率 53% (H17年度) → 100% (H22年度)
 第3日曜日に実施している市事業 《新規》 0事業 (H22年度)
 「家庭の日」強調月間の創設
- ⑥ 取り組み：「一家庭一絆づくりの推進」**新規**
 内 容：家族の絆を深めるために各家庭において、行事やイベントの機会を設定実施する運動を展開し、家庭における健全育成の意識の醸成を図るもの。
 目 標：一家庭一絆運動を展開している家庭の割合 《新規》 70% (H22年度)
- ⑦ 取り組み：「食育の推進」**新規**
 内 容：食を通して、家庭でのふれあいや教育など、青少年の健やかな成長につなげ、家族の絆を深めるもの。
 目 標：朝食を欠食する青少年の割合(p.6 図表6参照) 《新規》 0% (H22年度)

〈家族の絆づくりにおける各成長期の考え方〉

成長期	考え方
乳幼児期	家族全員が愛情をもってきちんと向き合い、信頼関係を築き、仲の良い円満な家庭をつくる必要があります。
学童期	家族みんなで体験することを通してふれあいを深め、日常的に会話する習慣をつける必要があります。
思春期	家庭におけるそれぞれの役割を認識し、会話する機会や時間を設け、互いに家族を思いやる心を育てることが重要です。
青年期	家庭の意義を考え、将来の理想とする姿や人生観などを話し合い、毎日を明るい家庭にすることが必要です。

重点施策4

家庭や地域と連携した教育の充実

児童生徒にとって規律正しい生活の中心となる学校が魅力を備え、充実を図るためには、保護者や地域、関係機関等の協力を得ながら学校運営を行っていく必要があります。

このため、これまで以上に学校が児童生徒の人間性や社会性の向上に向け、家庭や地域と連携した教育の充実を図ります。

【主要事業】

⑧ 取り組み：「魅力ある学校づくり地域協議会の設置と活動の充実」**新規**

内 容：学校と家庭・地域・関係機関等が連携した組織「魅力ある学校づくり地域協議会」を設立し、「保護者・地域のニーズを反映した学校の特色づくりへの連携・協力」「学習等への人材・施設・企業活用のコーディネート」「児童生徒の健全育成のための連携・協力」「学校施設の有効活用による家庭・地域の教育力向上のための活動の活性化」などを図る。

目 標：地域協議会の設置 《新規》 93 か所（H20 年度）

〈家庭や地域と連携した教育の推進における各成長期の考え方〉

成長期	考え方
乳幼児期	集団生活に触れ、遊びなどを通じて基本的なルールや生活習慣を身につけることが必要です。
学童期	友達を思いやる心や判断力を育てるとともに、基本的な生活習慣を身につけるため、さまざまな人々との交流の中で、豊かな体験を積み重ねることが必要です。
思春期	地域とのかかわりを深めるとともに、社会規範を理解し、積極的に社会に貢献しようとする態度を育てるため、生徒が地域活動やボランティア活動に参加する機会を数多く設けることが必要です。
青年期	地域活動など、さまざまな機会に参加し、豊かな人間関係を築き、育成者として社会に貢献していく意識を醸成することが必要です。

重点施策5

地域での青少年育成活動の促進

青少年にとって身近な地域は、青少年の自主性や社会性を育てる場として重要な役割を担っています。

そのため、地域における青少年の健全育成活動を活性化させるために、地域での青少年育成活動の促進を図ります。

【主要事業】

⑨ 取り組み：「地域における青少年育成活動への支援事業」**継続**

内 容：各地域のまちづくり組織の中で、青少年の健全育成を目的として自主的に活動する専門部と連携し、育成活動を促進する。

目 標：地域まちづくり組織、青少年育成専門部の整備（H22年度）

〈地域での青少年育成活動の促進における各成長期の考え方〉

成長期	考え方
乳幼児期	家庭内活動から次第に近所へと活動範囲を広げ、遊びを中心にコミュニケーション能力を養っていくことから、地域では暖かい目で見守ることが必要です。
学童期	自主性・社会性を養う活動や、登下校時におけるあいさつなど、地域では安心して伸び伸びと遊べる環境や、近隣との明るい関係づくりに努めることが必要です。
思春期	日常のあいさつや声かけを心がけ、日ごろから会話のできる関係をつくる必要があります。
青年期	次期の育成者としての意識を醸成するため、地域活動への参加を呼びかけ、対話する機会を設けるなど、協力し合って活動していくことが必要です。

重点施策6

企業における育成意識の醸成

青少年がふれあいのある家庭の中で健やかに成長するためには、企業が社員等に対して子育てしやすい職場環境を整えることが必要です。

このため、企業等と連携を図り、企業等における青少年に対する育成意識を醸成します。

【主要事業】

- ⑩ 取り組み：「『家庭の日』協賛事業の推進」**新規**
 内 容：「家庭の日」における企業等の活動において、家庭のふれあいの機会を促進するための事業等を行うよう企業に対し協力を要請していくもの。
 目 標：「家庭の日」協力企業数 《新規》 20社（H22年度）

- ⑪ 取り組み：「一企業一参加運動の促進」**新規**
 内 容：地域における青少年健全育成事業などに企業が積極的に参加し、地域とともに健全育成の意識の醸成を図るもの。
 目 標：地域青少年健全育成活動への参加企業 《新規》 市内全域（H22年度）

〈企業における育成意識の醸成における各成長期の考え方〉

成長期	考え方
乳幼児期	親子の信頼関係を築く時期であるため、子育てに配慮した職場環境のもと、子どもと接する時間をできるだけつくる必要があります。
学童期	豊かな心を育てるために、家族の団らんを大切にしていく必要があります。
思春期	企業などにおける職業体験等により就労観や職業観を醸成する必要があります。
青年期	適切な職業情報を提供し、社会的自立に向けて就労へつなげていく必要があります。

重点施策7

健全な社会環境づくりの推進

青少年を非行や事件・事故から未然に守り、青少年が安心して生活し、活動するためには、地域の大人が日常から健全育成に対する意識を持ち、地域環境をよりよいものにしていく必要があります。

このため、青少年だけでなく地域住民にとって意義ある健全な社会環境づくりを推進します。

【主要事業】

- ⑫ 取り組み：「子どもの健全育成と安全安心のための市民総ぐるみ環境点検活動の促進」**拡充**

内 容：7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」及び11月の「全国青少年健全育成強調月間」の趣旨を踏まえ、毎年7月に関係機関や団体をはじめ、家庭・学校・地域・社会が一体となって環境点検活動を行うことにより、青少年育成運動の一層の充実と定着を図る。

目 標：活動参加者数 1,779名(H17年度) → 2,000名(H22年度)

- ⑬ 取り組み：「非行防止に関する講座等の開催」**新規**

内 容：青少年の非行を未然に防ぐために、青少年や保護者等を対象とした知識の醸成や講習会等を開催するもの。

目 標：講習会等の開催数 《新規》 5回(H22年度)

〈健全な社会環境づくりの推進における各成長期の考え方〉

成長期	考え方
乳幼児期	親子が安心して遊べる環境づくりが必要です。
学童期	非行の低年齢化の傾向がみられることから、有害な情報を触れさせないように周囲が児童の目線で環境を浄化して行く必要があります。
思春期	青少年自身が自ら善悪を判断できる力を培っていきことや、住民一人ひとりが有害環境や青少年の悪事を許さない環境づくりが必要です。
青年期	育成者としての自覚や、自己判断できる力を養って行く必要があります。